

長崎県消費者被害防止ネットワーク情報

警戒情報

長崎市消費者センターからの情報です。

配信日 平成 23 年 7 月 8 日

高配当をうたった「酵素健康食品」の投資話を巡るトラブルが発生しています！

〈相談内容〉

Aさんは近所の人に誘われて、健康食品を宣伝講習販売するB社のお店へ通うようになった。そこで「健康食品を300万円で購入し、預けておくと何十万円かの商品券がもらえ、3年後にはC社が300万円で買取る」という投資話の説明を受けた。商品券で健康食品も買えるし、銀行に預けるよりましだと思い契約した。満期になったので、300万円戻ってくると楽しみにしていたが、返金を引き延ばされる。どうやらB社は倒産したらしい。(70歳代 女性)

★消費者センターからのアドバイス

1. 「高配当が得られる」という勧誘には耳を貸さない！
2. 最初の配当があったことで信用し、次の投資をしない！
(業者の巧みな勧誘手口として、最初に配当があってから、追加投資を勧めることもあるようです。)
3. 安易に儲かる話はありません。また、投資したお金を取り戻すことは非常に困難です。
4. 親しい人からの誘いであっても、その場で契約せず、家族などに相談しましょう。

※おかしいなと思ったときは、すぐに消費者（消費生活）センターにご相談ください。



★おかしいと思ったら一人で悩まず早めに相談を
長崎県消費生活センター 095-824-0999
[相談受付時間] 平日(月曜日～金曜日)…午前9時～午後5時
(12時～13時を除く)

相談：市町の相談窓口や最寄りの警察署

長崎市消費生活センター (095-829-1234)	五島市消費生活センター (0959-72-6144)
佐世保市消費生活センター (0956-22-2591)	雲仙市消費生活センター (0957-38-7830)
諫早市消費生活センター (0957-22-3113)	島原市消費生活センター (0957-62-9100)
大村市消費生活センター (0957-52-9999)	南島原市消費生活センター (0957-82-3010)
	他各市町相談窓口